

用途		要緊急安全確認大規模建築物要件	
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む。	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 5,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 5,000㎡以上	
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館		階数 2 以上かつ 5,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの			
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの			
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 1,500㎡以上	
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 5,000㎡以上	
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			階数 1 以上かつ 5,000㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に 存する建築物

<p><b>法的根拠</b>                  建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日 法律第 123 号。以下「法」という。）                  建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年 12 月 22 日 政令第 429 号。以下「令」という。）</p> <p><b>要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等（耐震診断の義務、報告期限）</b>                  法附則第 3 条第 1 項</p> <p><b>対象建築物</b> 法附則第 3 条第 1 項第一号、第二号、第三号、法第 14 条第 2 項、                  令附則第 2 条第 1 項第一号、第二号、第三号、第 2 項、令第 8 条第 1 項、令第 3 条</p> <p><b>耐震診断の結果の公表</b> 法附則第 3 条第 3 項、法第 9 条</p> <p><b>所有者の耐震改修の努力</b> 法附則第 3 条第 3 項、法第 11 条</p>
--